訓　令

○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表「経済財政運営担当」の項中5及び6を削り、7を5とし、8を6とし、9から13までを二ずつ繰り上げる。

別表「経済財政分析担当」の項中11を12とし、10を11とし、6から9までを1ずつ繰り下げ、5中「、同法第13条第1項に規定する特定地域再生事業会社の指定に関すること」を削り、5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第一項に規定する基本計画の認定に関すること。

別表「共生社会政策担当」の項2中「作成及び推進に関すること」の下に「並びに子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第八条第一項に規定する子ども・若者育成支援推進大綱の作成及び推進に関すること」を加える。

附　則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○農林水産省訓令第１号

省中一般

地方農政局、森林管理局及び沖縄総合事務局に公共事業に関する事務について主体的かつ一体的に処理させる場合の事務の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 22 年 3 月 24 日　　農林水産大臣　赤松　広隆

地方農政局、森林管理局及び沖縄総合事務局に公共事業に関する事務について主体的かつ一体的に処理させる場合の事務の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令

地方農政局、森林管理局及び沖縄総合事務局に公共事業に関する事務について主体的かつ一体的に処理させる場合の事務の取扱いに関する訓令（平成13年農林水産省訓令第８号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第３条関係）

会　計	項	目	摘　要
一般会計	海岸事業費	海岸保全施設整備事業費補助	漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）に基づく漁港の区域内に係る事業を除く。
	農業生産基盤整備・保全事業費	ため池等整備事業費補助 地すべり対策事業費補助 農村環境保全対策事業費補助	
		畑地帯総合農地整備事業費補助	畑地帯総合整備事業を除く。
		諸土地改良事業費補助	生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業のうち都府県営に係る事業を除く。
		土地改良施設管理費補助	
	農村整備事業費	中山間総合整備事業費補助	中山間地域総合整備事業及び農地環境整備事業のうち都府県営に係る事業を除く。
		農村振興整備事業費補助	
	沖縄開発事業費	農業生産基盤整備・保全事業費補助	経営体育成基盤整備事業、畑地帯総合整備事業及びかんがい排水事業を除く。
		農村整備事業費補助	
		治山事業費補助	保育事業に限る。
		森林環境保全整備事業費補助	被害地等森林整備事業（被害地造林及び指定被害地造林を除く。）に限る。
		水産基盤整備事業費補助	次の各号に掲げる事業に限る。 ⑴　漁港関連道整備事業 ⑵　水域環境保全創造事業 ⑶　漁村再生交付金
	離島振興事業費	農業生産基盤整備・保全事業費補助	経営体育成基盤整備事業、畑地帯総合整備事業及びかんがい排水事業を除く。
		農村整備事業費補助	
国有林野事業特別会計	治山事業費 北海道治山事業費 離島治山事業費 沖縄治山事業費	国有林野内治山事業費	

附　則

この訓令は、平成22年度予算の成立の日から施行し、平成22年度分の予算から適用する。

告　示

○内閣府告示第十七号

大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第三条第一項の規定に基づき、地震防災対策強化地域を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

なお、東海地震に係る地震防災対策強化地域を指定した件（平成二十一年四月一日内閣府告示第十五号）は、廃止する。

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫